

育児休業・所定労働時間の短縮等

①防災科学技術研究所 職員育児・介護休業等規程

②防災科学技術研究所 有期雇用職員育児・介護休業等規程

制度	職種	期間	制度内容	規程条項	
育児休業	事務系職・研究職	養育する子が満3歳に達するまで	産後休暇終了後、子の養育のために休業できる制度	①第4条から第11条	
	任期付研究員	養育する子が満3歳に達するまで ただし、任期期間の制限あり			
	有期雇用職員	契約研究員	養育する子が満1歳に達するまで	1年以上継続雇用されており、子が1歳に達する日以後、引き続き雇用されることが見込まれる場合、休業できる制度	②第4条から第11条
		契約専門員			
アシスタントスタッフ					
育児部分休業	事務系職・研究職	養育する子が満3歳に達するまで	授乳や保育所送迎などの理由により、所定の労働時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間を超えない範囲内で休業できる制度	①第21条から第24条	
	任期付研究員				
	有期雇用職員	契約研究員		養育する子が満1歳に達するまで	②第21条から第24条
		契約専門員			
アシスタントスタッフ					
育児短時間勤務	事務系職・研究職	養育する子が3歳に達するまで	1日の所定労働時間を6時間とすることができる制度	①第25条から第30条	
	任期付研究員				
	有期雇用職員	契約研究員		②第25条から第29条	
		契約専門員			
アシスタントスタッフ					
早出遅出勤務	事務系職・研究職	養育する子が小学校就学の始期に達するまで	始業及び就業の時刻を選択することができる。	①第37条から第39条	
	任期付研究員				
	有期雇用職員	契約研究員		②第36条から第38条	
		契約専門員			
アシスタントスタッフ					
その他	保育時間、子の看護休暇、深夜勤務の制限などの制度あり				